

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会

第 3 回 総 会



国スポ開催まで あと 529 日
障スポ開催まで あと 556 日

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



日 時：令和6年4月17日（水）14時15分より

会 場：さざなみホール

目 次

次 第	・ ・ ・ P 1
-----	-----------

報告事項

・ わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会委員等の変更	・ ・ ・ P 2
・ わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ及びリハーサル大会会期の決定	・ ・ ・ P 8
・ わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 第2回常任委員会における審議決定事項	・ ・ ・ P 10

議 事

第1号議案

・ わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 令和5年度事業報告	・ ・ ・ P 52
--	------------

第2号議案

・ わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 令和5年度収支決算	・ ・ ・ P 59
--	------------

第3号議案

・ わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 令和6年度事業計画（案）	・ ・ ・ P 61
---	------------

第4号議案

・ わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 令和6年度収支予算（案）	・ ・ ・ P 65
---	------------

参考資料

・ わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則	・ ・ ・ P 66
------------------------------------	------------

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 第3回総会

次 第

日時：令和6年4月17日(水)

14時15分より16時00分まで

場所：さざなみホール

1 開 会

2 アトラクション

本市開催競技「武術太極拳」演武

3 会長挨拶

4 来賓紹介

5 報告事項

- ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会委員等の変更
- ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ及びリハーサル大会会期の決定
- ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会第2回常任委員会における審議決定事項
- ・燃ゆる感動かごしま国体・障スポ視察報告

6 議 事

- | | | |
|-------|--------------------------|--------------|
| 第1号議案 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 | 令和5年度事業報告 |
| 第2号議案 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 | 令和5年度収支決算 |
| 第3号議案 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 | 令和6年度事業計画(案) |
| 第4号議案 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 | 令和6年度収支予算(案) |

7 その他

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市PR大使の任命

8 閉 会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会委員等の変更

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則第8条第1項に基づき、令和5年4月19日から令和6年4月17日までの間におけるわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会委員等の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

	所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
副会長	野洲市議会 議長	山本 剛	荒川 泰宏
	野洲市 教育委員会 教育長	北脇 泰久	西村 健
常任委員	野洲市議会 副議長	山崎 敦志	山本 剛
	野洲市議会 総務常任委員長	津村 俊二	稲垣 誠亮
	野洲市議会 文教福祉常任委員長	木下 伸一	岩井 智恵子
	野洲市議会 環境経済建設常任委員長	山崎 有子	山崎 敦志
	野洲市体育振興会連絡協議会 会長	高谷 澄男	森地 信晴
	野洲市自治連合会 会長	今井 正三	東郷 重明
	野洲市小学校長会 会長	永石 利行	中出 雅仁
	野洲市中学校長会 会長	光永 智	福永 宣彦
	滋賀県守山警察署 署長	大菅 勝司	中山 淳
委員	野洲市卓球協会	会長代理 辻村 咲姫	会長 森 清
	野洲市小学校体育連盟 会長	松本 淳子	山本 宗司
	野洲市中学校体育連盟 会長	吉田 享史	宇野 比呂久
	滋賀県高等学校体育連盟 会長	南 雄志	長谷川 哲朗
	滋賀県立野洲養護学校 校長	生駒 智昭	井尻 正志
	野洲市 PTA 連絡協議会 会長	鈴木 健	横山 京介
	一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会 野洲地区長	坂本 耕造	上田 周
	医療法人周行会 湖南病院 院長	柴崎 守和	木田 孝太郎
	社会福祉法人びわこ学園	事務部長 二宮 裕香	理事長 山崎 正策
	野洲ロータリークラブ 会長	財間 義祐	津田 宗昭
	一般社団法人野洲青年会議所 理事長	飯田 幸弘	森 貴士
	野洲市青少年育成市民会議 会長	三村 益夫	苗村 明夫
	野洲市 議会事務局長	北脇 康久	遠藤 総一郎

	野洲市 市民部長	中塚 誠治	長尾 健治
	野洲市 健康福祉部長	井出 徹哉	吉田 和司
	野洲市 健康福祉部政策監	井狩 昭彦	田中 源吾
	野洲市 教育委員会教育部長	田中 明美	馬野 明
参与	野洲市教育委員会 教育長職務代理者	山崎 玲子	南出 久仁子
	野洲市教育委員会 教育委員	南出 久仁子	山崎 玲子
	株式会社中日新聞社大津支局 支局長	岩佐 和也	原 誠司
	一般社団法人共同通信社大津支局 支局長	三好 典子	福富 正秀
	株式会社時事通信社大津支局 支局長	清家 太郎	藤井 忠彦
	日本放送協会大津放送局 局長	小磯 亮	手島 一宏
	びわ湖放送株式会社 放送管理局長	山口 秀富美	大杉 成聖
	株式会社ZTV	滋賀放送局長 楠橋 康博	代表取締役社長 田村 欣也

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 委員名簿

令和6年4月17日現在
(順不同・敬称略)

会長（1名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	野洲市	市長	栢木 進

副会長（5名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	野洲市議会	議長	山本 剛
スポーツ関係	野洲市スポーツ協会	会長	山本 博一
産業・経済関係	野洲市商工会	会長	荒川 博行
市関係	野洲市	副市長	佐野 博之
市関係	野洲市教育委員会	教育長	北脇 泰久

常任委員（25名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	野洲市議会	副議長	山崎 敦志
市議会関係	野洲市議会 総務常任委員会	委員長	津村 俊二
市議会関係	野洲市議会 文教福祉常任委員会	委員長	木下 伸一
市議会関係	野洲市議会 環境経済建設常任委員会	委員長	山崎 有子
スポーツ関係	野洲市スポーツ協会	副会長	駒井 朔男
スポーツ関係	野洲市スポーツ推進委員協議会	会長	山本 博一
スポーツ関係	野洲市スポーツ推進審議会	会長	山本 博一
スポーツ関係	野洲市体育振興会連絡協議会	会長	高谷 澄男
スポーツ関係	滋賀県卓球協会	会長	横江 政則
スポーツ関係	一般社団法人 滋賀県バスケットボール協会	会長	宇野 正信
スポーツ関係	滋賀県ラグビーフットボール協会	会長	大岡 敏孝
スポーツ関係	滋賀県武術太極拳連盟	会長	川端 達夫
産業・経済関係	野洲市商工会	副会長	南 泰宏
産業・経済関係	野洲工業会	会長	山本 真嗣
市民団体・各種団体	野洲市自治連合会	会長	今井 正三
教育・学校関係	野洲市小学校長会	会長	永石 利行

教育・学校関係	野洲市中学校長会	会長	光永 智
通信・輸送・交通関係	西日本旅客鉄道株式会社 野洲駅	駅長	北山 悦雄
通信・輸送・交通関係	近江鉄道株式会社 あやめ営業所	所長	藤森 茂規
医療・福祉関係	野洲市立野洲病院	病院長	福山 秀直
医療・福祉関係	社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	会長	立入 幸基
医療・福祉関係	湖南広域消防局 東消防署	署長	八木 清和
宿泊・観光・衛生関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫
宿泊・観光・衛生関係	野洲市観光物産協会	会長	木村 靖
県関係	滋賀県守山警察署	署長	大菅 勝司

監事（２名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	野洲市監査委員	代表監査委員	久松 信治
市関係	野洲市	会計管理者	磯口 みのり

委員（４４名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
スポーツ関係	野洲市卓球協会	会長代理	辻村 咲姫
スポーツ関係	野洲市バスケットボール協会	会長	中村 幸道
スポーツ関係	野洲市ラグビーフットボール協会	会長	野村 聡
スポーツ関係	野洲市武術太極拳連盟	会長	吉田 由美子
スポーツ関係	NPO法人 YASUほほえみクラブ	代表	石塚 健一
スポーツ関係	さざなみスポーツクラブ	代表	浅野 賢治
スポーツ関係	野洲市スポーツ少年団	副本部長	松崎 剛和
産業・経済関係	レーク滋賀農業協同組合	代表理事理事長	木村 義典
産業・経済関係	中主漁業協同組合	組合長	勝見 昌和
教育・学校関係	野洲市小学校体育連盟	会長	松本 淳子
教育・学校関係	野洲市中学校体育連盟	会長	吉田 享史
教育・学校関係	滋賀県高等学校体育連盟	会長	南 雄志
教育・学校関係	滋賀県立野洲高等学校	校長	武原 正樹
教育・学校関係	滋賀県立野洲養護学校	校長	生駒 智昭
教育・学校関係	野洲市PTA連絡協議会	会長	鈴木 健
通信・輸送・交通関係	日本郵便株式会社 野洲郵便局	局長	小島 弘政
通信・輸送・交通関係	守山野洲交通安全協会	会長	田中 ひろ子
医療・福祉関係	一般社団法人 守山野洲医師会	理事	野村 哲

医療・福祉関係	一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会	野洲地区長	坂本 耕造
医療・福祉関係	守山野洲薬剤師会	会長	飯田 健一
医療・福祉関係	医療法人 周行会 湖南病院	院長	柴崎 守和
医療・福祉関係	社会福祉法人 びわこ学園	事務部長	二宮 裕香
医療・福祉関係	野洲市立野洲病院	事務部長	駒井 文昭
医療・福祉関係	野洲市手をつなぐ育成会	会長	浅田 真澄
医療・福祉関係	野洲市精神障がい者患者家族会（たんぼぼの会）	副会長	西村 順三
医療・福祉関係	野洲視覚障がい者協会	会長	村田 幸江
医療・福祉関係	野洲市聴覚障害者協会	会長	小野田 直也
市民団体・各種団体	野洲市文化協会	会長	喜多 幸次
市民団体・各種団体	野洲ロータリークラブ	会長	財間 義祐
市民団体・各種団体	野洲ライオンズクラブ	会長	辻 徹郎
市民団体・各種団体	一般社団法人 野洲青年会議所	理事長	飯田 幸弘
市民団体・各種団体	野洲市老人クラブ連合会	会長	堤 敏次
市民団体・各種団体	野洲市青少年育成市民会議	会長	三村 益夫
市民団体・各種団体	野洲市ガールスカウト連絡協議会	会長	西村 孝子
市関係	野洲市議会事務局	局長	北脇 康久
市関係	野洲市政策調整部	部長	布施 篤志
市関係	野洲市総務部	部長	川尻 康治
市関係	野洲市市民部	部長	中塚 誠治
市関係	野洲市健康福祉部	部長	井出 徹哉
市関係	野洲市健康福祉部	政策監	井狩 昭彦
市関係	野洲市健康福祉部	政策監	駒井 文昭
市関係	野洲市都市建設部	部長	岡崎 慎一
市関係	野洲市環境経済部	部長	西村 拓巳
市関係	野洲市教育委員会教育部	部長	田中 明美

顧問（３名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
国会関係	衆議院	議員	武村 展英
県議会関係	滋賀県議会	議員	富波 義明
県議会関係	滋賀県議会	議員	井狩 辰也

参与（31名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	野洲市議会	議員	荒川 泰宏
市議会関係	野洲市議会	議員	石川 恵美
市議会関係	野洲市議会	議員	稲垣 誠亮
市議会関係	野洲市議会	議員	岩井 智恵子
市議会関係	野洲市議会	議員	奥山 文市郎
市議会関係	野洲市議会	議員	小菅 康子
市議会関係	野洲市議会	議員	鈴木 市朗
市議会関係	野洲市議会	議員	田中 陽介
市議会関係	野洲市議会	議員	東郷 克己
市議会関係	野洲市議会	議員	橋 俊明
市議会関係	野洲市議会	議員	服部 嘉雄
市議会関係	野洲市議会	議員	益川 教智
市議会関係	野洲市議会	議員	村田 弘行
市関係	野洲市教育委員会	教育長 職務代理者	山崎 玲子
市関係	野洲市教育委員会	教育委員	瀬古 良勝
市関係	野洲市教育委員会	教育委員	南出 久仁子
市関係	野洲市教育委員会	教育委員	本田 亘
報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局	総局長	平岡 和幸
報道関係	株式会社毎日新聞社大津支局	支局長	藤田 文亮
報道関係	株式会社読売新聞社大阪本社大津支局	支局長	祝迫 博
報道関係	株式会社産業経済新聞社大津支局	支局長	野瀬 吉信
報道関係	株式会社中日新聞社大津支局	支局長	岩佐 和也
報道関係	株式会社京都新聞社滋賀本社	代表 編集局長	石川 一郎
報道関係	株式会社日本経済新聞社大津支局	支局長	加賀谷 和樹
報道関係	一般社団法人 共同通信社大津支局	支局長	三好 典子
報道関係	株式会社時事通信社大津支局	支局長	清家 太郎
報道関係	日本放送協会大津放送局	局長	小磯 亮
報道関係	株式会社京都放送滋賀支社	支社長	山本 耕司
報道関係	びわ湖放送株式会社	常務取締役	山口 秀富美
報道関係	株式会社エフエム滋賀	代表取締役	大森 七幸
報道関係	株式会社ZTV	取締役 滋賀放送局長	楠橋 康博

会長1名 副会長5名 常任委員25名 監事2名 委員44名 顧問3名 参与31名

計 111名

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会 競技会会期の決定

既に会期が確定している国スポ正式競技、公開競技に加え、競技別リハーサル大会及び障スポの会期が決定しましたので、報告します。

国民スポーツ大会

○正式競技 【野洲市が主体で準備・運営を行う】

競技名	種別	開催日程	競技会場
卓球	全種別	9月28日(日)～10月2日(木)	野洲市総合体育館
バスケットボール	成年女子	10月4日(土)～7日(火)	野洲市総合体育館

○正式競技 【滋賀県が主体で準備・運営し、野洲市は協力を行う】

競技名	種別	開催日程	競技会場
ラグビーフットボール	全種別	10月3日(金)～7日(火)	滋賀県希望が丘文化公園

○公開競技

競技名	種別	開催日程	競技会場
武術太極拳	全種別	8月30日(土)～31日(日)	野洲市総合体育館

○デモンストラレーションスポーツ

競技名	主管	開催日程	競技会場
スポーツ鬼ごっこ	NPO 法人 YASU ほほえみクラブ	6月1日(日)	野洲市野洲川河川公園
マリンスポーツ フェスティバル	野洲市スポーツ 協会	7月21日(月祝・海の日)	琵琶湖マイアミ浜 (野洲市中主 B&G 海洋 センター艇庫前)

全国障害者スポーツ大会

○正式競技

競技名	障害区分	開催日程	競技会場
卓球 サウンドテーブル テニスを含む	身体・知的・精神	10月25日(土)～26日(日)	野洲市総合体育館

国スポーツハーサル大会

競技名	大会名	開催日程	競技会場
卓球	2024 年全日本 卓球選手権大会 (団体の部)	令和 6 年 10 月 18 日 (金) ~ 10 月 20 日 (日)	野洲市総合体育館
バスケット ボール	全日本社会人バスケットボール トップリーグ	令和 7 年 1 月 25 日 (土) ~ 1 月 26 日 (日)	野洲市総合体育館
ラグビー フットボール	SHIGA SEVENS FESTIVAL	令和 6 年 6 月 22 日 (土) ~ 6 月 23 日 (日)	滋賀県希望が丘文化公園
武術太極拳	滋賀県武術太極拳 競技大会	令和 7 年 2 月 2 日 (日)	野洲市総合体育館
スポーツ 鬼ごっこ	スポーツ鬼ごっこ プレ大会	令和 6 年 6 月 2 日 (日)	野洲市野洲川河川公園
マリンスポーツ フェスティバル	マリンスポーツフェ スティバル	令和 6 年 7 月 15 日 (月祝 海の日)	琵琶湖マイアミ浜 (野洲市中主 B&G 海洋 センター艇庫前)

障スポーツハーサル大会

競技名	大会名	開催日程	競技会場
卓球 サウンドテーブル テニスを含む	滋賀県障害者 スポーツ大会	令和 7 年 5 月 25 日 (日)	野洲市総合体育館

※赤字・・・新たに日程が決定したもの

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会
第2回常任委員会における審議決定事項

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則第12条第9項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会第2回常任委員会において審議決定した事項について、次のとおり報告します。

【総務・企画関係】

- 1 わたSHIGA輝く国スポ 野洲市識別用品整備要項
- 2 わたSHIGA輝く国スポ 野洲市遺失物・拾得物取扱実施要項
- 3 わたSHIGA輝く国スポ 野洲市保険加入要項
- 4 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市大会報告書編成方針
- 5 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市観光・おもてなし実施要項
- 6 わたSHIGA輝く国スポ 野洲市売店設置要項

【競技・式典関係】

- 1 わたSHIGA輝く国スポ 野洲市情報通信基本計画

【宿泊・衛生関係】

- 1 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市医療救護要項
- 2 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市感染症（防疫）対策要項
- 3 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市食品衛生対策要項
- 4 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市環境衛生対策要項

わたSHIGA輝く国スポ
野洲市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下、「国スポ」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する競技役員、競技補助員等の識別用品整備について必要な事項を定める。

2 整備項目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

- （１）ADカード（カードケースを含む）
- （２）服飾品（ベスト、帽子等をいう。）
- （３）その他国スポの運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。ただし、競技又は配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮し、一部整備品目のみの配布とすることができるものとする。

- （１）大会役員
- （２）競技役員
- （３）競技補助員
- （４）競技会係員
- （５）競技会補助員
- （６）選手、監督、大会関係者
- （７）視察員、報道員
- （８）その他わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会で指定するものとし、国スポに従事する競技役員、競技補助員等の識別を図ることができるものとする。ただし、競技団体が識別用品を整備する場合のデザインについてはこの限りではない。

6 競技共催市との協議による整備

他市と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市と協議のうえ定める。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

わたSHIGA輝く国スポ
野洲市遺失物・拾得物取扱実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場内等で、遺失物及び拾得物の届け出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- （1）遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の案内所とし、受付係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。
- （2）受付係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の総務係へ引き継ぐものとする。
- （3）総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な物品等については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐものとする。
- （4）競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- （1）拾得物の届け出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書の控えを交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第2号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第3号）を貼付して一時保管する。ただし、拾得者が一切の権利を放棄したときは、拾得物受理書の控えは拾得者に交付しないものとする。
- （2）遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第4号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書の控えを交付するとともに、遺失物一覧簿（様式第5号）に記入した後、拾得物一覧簿（様式第2号）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- （1）遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第6号）を作成し、署名を受ける。
- （2）遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第7号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第6号）を作成し、署名を受ける。
- （3）拾得者が報労金の請求権利を主張した場合、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第8号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得の翌日から起算して7日以内に拾得物を市実行委員会に引き継ぐ。
- (2) 市実行委員会は、市実施本部から引き継いだ遺失者が判明しない物件を、拾得の翌日から起算して7日以内に拾得物届出書（様式第9号）及び拾得物届出書の控えを添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物及び拾得物の取扱いについても、この要項を準用する。

様式第 1 号

競技名 (種別) _____

受 理 会 場 _____

拾 得 物 受 理 書

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察からあなた宛てに拾得物の通知をすることがあります。

受 理 番 号		第 号										
受 理 日 時		年 月 日 () 午前・午後 時 分										
拾 得 日 時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃										
拾 得 場 所												
※拾 得 者		住 所	〒 ー									
		フリガナ										
		氏 名										
		電 話	自宅 ()				日中連絡先 ()					
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円	
	物 品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等								点 数	
											点	
拾得者の権利取得		☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失権										
※拾得者の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無										
拾得物返還通知書送付の希望		☐ 有 ☐ 無										
※権利放棄の申告		権 利 放 棄 書										
		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を放棄します。										
		わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 会 長										
		拾得者氏名 _____ (自署)										
注 1 この受理書(控え)は、警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。												
2 拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の 5～20 パーセントの 2 分の 1 の範囲内で報労金を受け取ることができます。(権利放棄された方は、該当しません。)												
3 落とし主がわからないときは、本日から 7 日以内に守山警察署へ提出します。なお、警察署への提出後、さらに 3 か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。(権利放棄された方は、該当しません。)ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。												
また、詳細につきましては、守山警察署会計課へ問い合わせてください。あなたが物件を受け取ることができる期間は、警察署へ届出した翌日から 3 か月を経過した日から 2 か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。												
上記の物件を預かりました。 年 月 日 わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ 野洲市実行委員会 会長 取扱者氏名 _____ 自署												

※太枠内は届出者が記入してください。

様式第2号

競技名(種目) _____
交 理 場 所 _____

拾 得 物 一 覧 簿

受理 番号	受理月日	拾得日時	拾得物件(種類及び数量)			拾得場所	受理取扱者	備 考
			現 金	物 品	形状・特徴・ 在中品の内訳等		返還取扱者	
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継

様式第3号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 年 月 日	年 月 日	
拾 得 物 拾 得 年 月 日	年 月 日	
拾 得 者		
拾 得 物 件	現金	
	物品	
取 扱 者 氏 名		

様式第4号

競技名(種目) _____

受理会場 _____

遺失物届出書

届出番号		第 号										
届出日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分										
遺失日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃										
遺失場所												
遺失者		住 所		〒 —								
		フリガナ										
		氏 名										
		電 話		自宅 ()				日中連絡先 ()				
物件	現金	総 額		金 額 内 訳								
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
		100 円		50 円		10 円		5 円		1 円		
	物品	品 名		形状・特徴・在中品の内訳等						点数		
								点				
備 考												
取扱担当者 (自署)												

※当該遺失物届出書は、本会場内で照合するためのものであり、警察署への届出はご本人様が行っていただきますようお願いします。

※太枠内は届出者が記入してください。

※遺失物法第13条第2項に準じ、拾得者の方が遺失者の方に対し、氏名・住所・電話番号を告知することに同意している場合、あなたの氏名を拾得者の方に告知します。

拾得物一覧簿（様式第3号）に該当する物件があった場合

連絡日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
取扱担当者	
拾得物 受理番号	第 号
連絡結果 ☐ 遺失者本人に連絡 年 月 日 ☐ 遺失者本人に返還 年 月 日（郵送の場合は着払い） ☐ 拾得者へ電話連絡 年 月 日 ☐ 拾得者へ返還通知書送付 年 月 日 ☐ 拾得者の返還通知希望なし	

様式第5号

競技名(種目) _____
受 理 会 場 _____

遺失物一覧簿

届出 番号	届出月日	遺失日時	遺失物			遺失場所	受理取扱者	備 考
			現 金	物 品	形状・特徴・ 在中品の内訳等		返還取扱者	
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継
	年 月 日	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日 :) 2 実行委員会引継

様式第7号

委 任 状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

氏名 _____ （自署）

連絡先 _____

様式第8号

拾得物返還通知書

年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会
会長

年 月 日に、拾得の届出がありました物件（拾得物受理番号 ）
は、年 月 日に下記の方に返還いたしました。

あなたは、遺失物法の定めるところにより、遺失者の方に物件の評価額の5パーセントから20パーセントまでの2分の1の範囲内で報労金の支払いを請求できます。

なお、次の方には、報労金の支払義務があることを伝えてありますので、あなた宛てに連絡がありましたら、お互いに話し合ってくださいますようお願いいたします。

返還を受けた方

氏 名 _____

様式第9号

警察署長

拾 得 物 届 出 書

下記の物件を拾得したので届け出ます。
 なお、わたSHIGA輝く国スガ・障スガ野洲市実行委員会は一切の権利を放棄します。

住所 野洲市小篠原2100番地1
 事務所名 わたSHIGA輝く国スガ・障スガ野洲市実行委員会
 代表者名 会 長
 実行委員会事務局員氏名(自筆) _____
 電話番号 077-587-8813 _____

年 月 日

競技名(種目) _____
 受理会場 _____

番号	物件(種類・数量・形状・色・模様・品質・特徴)【在中品】	拾得日時	拾得場所	拾得者住所、氏名及び電話番号	拾得者の権利等
1					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
2					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
3					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
4					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
5					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
6					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
7					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
8					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
9					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
10					☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報酬金 ☐ 所有権 氏名等 ☐ 告知の同意 ☐ 有 ☐ 無

わたSHIGA輝く国スポ
野洲市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」の開催準備業務（撤収業務を含む。）及び開催期間中（以下「開催期間中等」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定める。

2 契約

保険は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）を通じて契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任事故

開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

市実行委員会が所有又は管理運営する競技会場、練習会場、案内所、看板、仮設物等の施設や設備で、運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等（救護席を含む。）での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

開催期間中等に市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託物賠償事故

開催期間中等に市実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

（2）傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の大会関係者が開催期間中等に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意又は重過失による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

(1) 開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。

(2) 市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

(1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。

(2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、この要項を準用する。

様式第1号

事 故 報 告 書

年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市実行委員会 会長

報告者 所 属
競技会場
氏 名
電 話

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名
	被害状況
	被害物の写真【有 ・ 無】 撮影者氏名
所有者	住所
	氏名
	電話 () —

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 選手・監督・役員・競技補助員・ボランティア・医師・看護師・()
	処置記録兼診療依頼書【発行番号No. 】
	住所
	氏名 年 月 日生 男 ・ 女
	電話 () —
	親権者氏名 ※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名称 電話 () —
	担当医師
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市大会報告書編成方針（案）

1 趣旨

この方針は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市広報基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の成果を記録し、未来に伝えるために作成する大会報告書の編成等に関する基本的な事項を定める。

2 方針

大会報告書は、記録写真を含むものとし、開催準備、競技会運営及び競技結果の記録とともに、競技や会場の雰囲気を伝えられるものとする。

3 構成

報告書の構成については開催準備編、本大会編、資料編の3部構成とする。

（1）開催準備編

広報啓発活動、歓迎装飾、市民運動等

（2）本大会編

競技の開催状況、おもてなし、ボランティア活動、学校観戦等

（3）資料編

開催準備経過概要、大会概要、競技別結果、総合成績、委員名簿等

4 配布

（1）配布先及び作成部数

大会関係者等、配布する必要がある範囲を十分に検討し、配布先及び作成部数を定める。

（2）配布時期

令和8年2月（予定）

5 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市観光・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）並びに一般観覧者に心のこもったおもてなしを提供するために必要な事項を定める。

2 内容

（1）歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、駅及びその他必要な場所に設置する。法令に基づく許可等が必要な場合は、当該法令の定めるところにより、所要の手続きをとる。

イ 装飾内容

看板、横断幕、のぼり旗等を設置する。ただし、設置の際は、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、効果的で歓迎の意を表す装飾を心がける。

ウ 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議のうえ、装飾ごとにその都度定める。

エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、両大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認めるものを除く。

（2）案内所の設置

ア 設置場所

競技会場内に設置する。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

イ 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

ウ 開設時間

競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

エ 業務内容

案内所の業務内容は、次のとおりとする。

（ア）総合案内所の管理運営に関すること。

- (イ) 配布物の管理に関すること。
- (ウ) 観光・交通アクセス案内に関すること。
- (エ) その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所の設置

ア 設置場所

競技会場内に設置する。ただし、市実行委員会が必要に応じてこれを変更できるものとする。

イ 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会が必要に応じてこれを変更できるものとする。

ウ 開設時間

競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、市実行委員会が必要に応じてこれを変更できるものとする。

(4) おもてなし

競技会場に設置される案内所等を活用し、大会参加者等に対し地元物産品等を紹介し、野洲市の観光・文化等の多彩な魅力に触れていただく。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

わたSHIGA輝く国スポ
野洲市売店設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の競技開始日から終了日までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、市実行委員会は、出店状況を勘案し、実情に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は市実行委員会が決定する。出店規模は、1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、市実行委員会は、出店状況を勘案し、実情に応じてこれを変更できるものとする。

6 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、売店の出店者（以下「出店者」とする。）が希望する場合、市実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。ただし、市実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。なお、市実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- （1）テント（2間×3間） 1張
- （2）長机 6台以内
- （3）椅子 4脚以内

7 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）、売店出店誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、市実行委員会に提出しなければならない。

8 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

（1）スポーツ用品

（2）国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「チャッフィー」及び「チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

（3）郷土物産品

野洲市又は滋賀県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工物、水産加工物、菓子等の土産品については、この中に含むものとする。

（4）飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

（5）宅配便

（6）その他市実行委員会が特に必要と認めたもの

9 出店条件

出店者は、（1）の条件のいずれかに該当し、かつ（2）の条件をいずれも満たす者とする。

（1）次の条件のいずれかに該当する者

ア 原則として野洲市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者

イ 競技団体等の推薦があり、市実行委員会が認めた者

ウ 平成30年度以降に開催された国民体育大会・国民スポーツ大会又は第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他市実行委員会が認めた者

（2）次の条件のいずれも満たす者

ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守すること。

イ 法令等により許可を必要とする営業については、当該許可を受けていること。

- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、赤痢菌、サルモネラ属菌を含む検便検査を出店 1 月以内に実施できること。
- カ 申請書提出時点において、市税（野洲市が賦課徴収するものに限る。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ク 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 経費の負担

- （１）売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- （２）出店者は、売店の設置及び撤去等に要する経費の一部として、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- （３）前号の規定に関わらず、市実行委員会が特に認めた場合は、出店料を免除することができる。
- （４）前号の規定に基づき、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 7 号）を提出し、市実行委員会は承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第 8 号）を発行するものとする。
- （５）出店を許可された者は、出店料を市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。
- （６）既納の出店料は、返金しない。ただし、市実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

11 出店者の選定

市実行委員会は、7 に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品の P R 等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- （１）売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- （２）社会福祉施設又は社会福祉法人等
- （３）前 2 号に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

なお、市実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

12 出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、必要に応じて市実行委員会の指示に従うものとする。

（1）食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

エ 廃棄物収納容器は、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

（2）その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

14 保健所への手続き

食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けなければならない。また、売店許可決定通知書（様式第5号）を受け取ったときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店監督員

市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、本要項に基づき、売店の設置運営に関する事項について監督する。

16 売店責任者

（1）出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。

（2）売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。

（3）売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

（4）食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売、試飲及び試食を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供を行わず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 許可された品目以外の物品等を取り扱うこと。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等を搬入搬出する車両には、市実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
なお、搬入車両は、原則として1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、市実行委員会が別途交付するADカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には、出店者、従事者又はその代理者が必ず出席すること。
- (13) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

(14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品等及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

(1) 関係法令及び本要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) 前3号で掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者及びその従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

24 補填及び補償

(1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。

- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店についても、この要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市実行委員会 会長

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名
及び氏名 印

電話番号

売店出店申請書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、野洲市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、わたSHIGA輝く国スポ野洲市売店設置運営要項第7の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望会場 (競技名:)
- 2 出店希望形態 テント (張) ・ その他 ()
- 3 添付書類
 - (1) 売店出店概要書(様式第2号)
売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書(様式第3号)
売店出店誓約書兼承諾書(様式第4号)
 - (2) 売店責任者及び従事者の本人確認書類
(運転免許証、パスポートの写しなど公的機関が発行したもので、顔写真のあるもの。)
 - (3) 営業に関する保健所の営業許可書の写し ※飲食物を販売する場合に限る
 - (4) 野洲市税の納税(完納)証明書 ※写し可
(申請日以前3ヶ月以内の日付のもので、課税されている全税目「市民税、固定資産税等」が記載されているもの)
 - (5) 消費税及び地方消費税、法人税(個人の場合は所得税)に未納の税額がないことの証明書
(納税証明書その3の3(個人の場合は納税証明書その3の2)) ※写し可

当該出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出してください。

申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類(4)及び(5)は各1通のみで構いません。

(様式第2号)

売店出店概要書

※会場ごとに記入してください。

ふりがな 商号又は名称				
ふりがな 代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	年 月 日			
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【E-Mail】		
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください。)	スポーツ用品・国スボ記念グッズ・郷土物産品・飲食物・宅配便 ・その他 ()			
国スボ等出店実績 ※実績がある場合は、証明書等の写しを添付してください。	有 () ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類 ※許可証等の写しを添付してください。	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品価格等一覧				
NO	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

(様式第3号)

売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※売店責任者及び従事者にはふりがなを記入してください。

※売店責任者及び従事者の本人確認書類（免許証、パスポートの写しなどの公的機関が発行したもの）を添付してください。

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台です。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、備考に「C」と記載し、車両サイズを記入してください。

3 設営持込備品一覧表（市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

(様式第4号)

年 月 日

(あて先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市実行委員会 会長

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

及び氏名 _____ 印 _____

売店出店誓約書兼承諾書

「わたSHIGA輝く国スポ」野洲市競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 「わたSHIGA輝く国スポ野洲市売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 取扱品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間、食中毒等における行政処分を受けていません。
- 3 出店に際して、出店位置、出店時間等の運営方法について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会に異議を申し立てません。
- 4 虚偽の申請又は不当な手段により売店出店許可を受けたことが判明し、許可を取り消され、撤去命令を受けた場合において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会に異議を申し立てません。
- 5 破産手続き開始の決定を受けた法人又は精算法人ではないこと。
- 6 成年後見人、被保佐人又は破産者ではないこと。
- 7 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に既定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 8 法人又は個人で、その役員等のうちに暴力団員のある者又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているものではないこと。
- 9 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に既定する暴力団をいう。以下同じ。）を利用しているものではないこと。
- 10 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているものではないこと。
- 11 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものではないこと。
- 12 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用しているものではないこと。
- 13 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻をしていないが事実婚を含む）ではないこと。
- 14 7から13までに掲げるものを従事者等として使用しているものではないこと。

(連絡担当者)

担当者所属: _____

担当者氏名: _____

電話番号: _____

E-mail: _____

(様式第5号)

国障野委第 号
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市実行委員会 会長

売 店 許 可 決 定 通 知 書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、野洲市実行委員会が運営する大会競技会場内の
売店の出店について、下記の内容で決定しましたので通知します。

つきましては、下記の指定振込口座へ、____年 ____月 ____日 () までに出店料の
支払いをお願いします。

また、わたSHIGA輝く国スポ野洲市売店設置運営要項第15項に基づき、臨時営
業許可を必要とする出店者については、____年 ____月 ____日 () までに保健所の受
付印が押された許可申請書の写しの提出をお願いします。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名 : _____)
- 2 出店形態 テント (_____ 張) ・ その他 (_____)
- 3 出店料 _____ 円
- 4 指定振込口座

※振込手数料については、出店者負担となりますのでご了承ください。

(様式第6号)

国障野委 第 号
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市実行委員会 会長

売 店 出 店 許 可 証

年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポにおける野洲市実行委員会
が運営する競技会場内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代表者役職名及び氏名	
所 在 地	
出 店 許 可 会 場	(競技名：)
出 店 許 可 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
出店許可ブース数	
出 店 許 可 品 目	
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営にあたっては、わたSHIGA輝く国スポ野洲市 売店設置運営要項、関係法令等を遵守すること。

(様式第7号)

年 月 日

(あて先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市実行委員会 会長

住所

商号又は名称

代表者役職名
及び氏名 印

売店出店料免除申請書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、わたSHIGA輝く国スポ野洲市売店設置運営要項第11第4号の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 (競技名:)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

☐	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号)に規定する障害者就労支援施設等
☐	公共的目的をもって出店する国又は地方公共団体
☐	その他野洲市実行委員会において特に認めるもの

(連絡担当者)

担当者所属:

担当者氏名:

電話番号:

E-mail:

(様式第8号)

国障野委 第 号
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市実行委員会 会長

売店出店料免除決定通知書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、野洲市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象出店会場 _____ (競技名 : _____)
- 2 免除理由

わたSHIGA輝く国スポ
野洲市情報通信基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」において、野洲市で実施する情報通信業務については、大会運営に万全を期すため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）の「記録業務基本計画」及び「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、県実行委員会及び競技団体との密接な連携のもと、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、情報通信体制の整備を図る。

2 内容

（1）情報通信設備の整備

大会運営を円滑かつ効率的に行い、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者等」という。）並びに一般観覧者の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

（2）情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制の整備を図る。

イ 記録・報道業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録・報道業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

（3）参加者等への情報提供サービス

参加者等へ交通、観光等の情報及び競技に関する情報等を迅速に提供する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市医事衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

（3）その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

練習会場には必要に応じて係員等を配置する。

（3）宿舎における医療救護

両大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎の管理者が医療機関の紹介、又は救急車両の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに野洲市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎の管理者への周知に努める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市感染症（防疫）対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市医事衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）における感染症対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症対策を実施する。

3 感染症対策

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び両大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

両大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、ホームページ等を活用した両大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

両大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、必要な措置を講じる。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における感染症対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（3）第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市医事衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び両大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

（2）監視・指導

関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して、重点的に監視・指導を行う。

（3）健康管理

関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

（4）食中毒発生時の対応

両大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、関係機関・団体等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（3）第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（1）環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び両大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（2）会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、会場等の衛生管理体制を確立し、清潔に保持するよう努める。

（3）生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（4）宿舎の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舎に対して必要に応じて指導等を行い、宿舎の衛生対策に努める。

（5）ごみの対策

会場等におけるごみの減量・資源化を推進する。また、リサイクルできないものについては適正な処理を行う。

（6）衛生害虫等の対策

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

（7）飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

会場等の周辺における動物による危害の防止を図るため、必要に応じて動物の適正管理等の対策に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会
令和5年度事業報告

1 会議等の開催

各種会議を開催し、基本方針や計画、規程等の審議を行いました。

4月に常任委員会及び総会を開催し、令和5年度の事業計画及び予算案を承認いただきました。2月には、専門委員会を開催し、各分野から参画いただいた専門委員に基本計画（案）や要項（案）等を審議いただきました。

（1）総会

会議名	開催日・場所・出席人数	主な審議内容
実行委員会 総会	4月18日（火） さざなみホール 76名	○令和5年度事業計画（案） ○令和5年度収支予算（案）

（2）常任委員会

会議名	開催日・場所・出席人数	主な審議内容
実行委員会 第1回常任委員会	4月18日（火） さざなみホール 26名	○野洲市広報基本計画（案） ○野洲市市民協働基本計画（案） 他 14計画・要項

（3）専門委員会

会議名	開催日・場所・出席人数	主な審議内容
実行委員会 第2回 総務・企画専門委員会	2月19日（月） 野洲市役所 別館1階 会議室2 7名	○国スポ 野洲市識別用品整備要項（案） ○国スポ 野洲市遺失物・拾得物取扱要項（案） ○国スポ 野洲市保険加入要項（案） ○国スポ・障スポ 野洲市大会報告書編成方針（案） ○国スポ・障スポ 野洲市観光・おもてなし実施要項（案） ○国スポ 野洲市売店設置要項（案）
実行委員会 第2回 競技・式典専門委員会	2月21日（水） 野洲市役所 本館1階 第1会議室 8名	○国スポ・障スポ 野洲市情報通信基本計画（案）
実行委員会 第2回 宿泊・衛生専門委員会	2月19日（月） 野洲市役所 別館1階 会議室2 8名	○国スポ・障スポ 野洲市医療救護要項（案） ○国スポ・障スポ 野洲市感染症（防疫）対策要項（案） ○国スポ・障スポ 野洲市食品衛生対策要項（案） ○国スポ・障スポ 環境衛生対策要項（案）

実行委員会 第2回 輸送・交通専門委員会	2月21日（水） 野洲市役所 本館1階 第1会議室 7名	○国スポ競技別リハーサル大会における 輸送交通・消防防災について
----------------------------	------------------------------------	-------------------------------------

（4）その他会議

会議名	開催日・場所・出席人数	主な議題
第1回 国スポ野洲市開催競技 会場等設計業務実施 プロポーザル審査委員会	4月18日（火） さざなみホール 5名	・審査委員会設置要領 ・プロポーザル実施要領、仕様書 ・評価基準
第2回 国スポ野洲市開催競技 会場等設計業務実施 プロポーザル審査委員会	8月18日（金） 野洲市役所本館 第5会議室 5名	・プレゼンテーション審査 ・優先交渉権者の決定
野洲市オリジナル ポスターイラストコンク ール審査会	10月31日（火） 人権センター交流研修室 3名	・「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 野洲市ポスターイラストコンクール」 入選作品審査

2 開催準備業務の推進

（1）広報・啓発活動の推進

市民に対して国スポ・障スポの周知を図るため、広報・啓発物品を作成し、各種イベント等で啓発活動に取り組んだ他、野洲市ホームページや市広報、野洲市オリジナル広報誌「国スポ・障スポ YASU NEWS」による情報発信を行いました。

実行委員会公式 SNS を開設し、国スポやスポーツに関連して幅広く情報発信を行いました。

○啓発物品作成実績

作成物品名	数量	備考
蛍光マーカー	3,000 本	
バックパネル（インタビューボード）	1 点	総合体育館に設置
バナースタンド	1 点	市役所本館入口に設置
自作カウントダウンボード	2 台	市役所本館・総合体育館ロビーに設置
公用車貼付用マグネットシート	100 枚	
ラッピング付き公用車	1 台	ホンダ販売フタバ(株)様からの協賛
クリアファイル	3,000 枚	
ポケットティッシュ	5,000 個	
野洲市オリジナルポスター	1,200 枚	イラストコンクール最優秀作品を使用

横断幕	20 枚	
野洲駅前広場看板	1 点	北口広場に設置
オリジナル缶バッジ	500 個	



ラッピング付き公用車



オリジナルポスター



駅前広場看板

○行事・イベント参加実績

行事・イベント名	開催日・場所	内容
広報やす 記事掲載	6 月 1 日号 7 月 1 日号 8 月 1 日号 12 月 1 日号 1 月 1 日号	○リニューアルオープンイベント周知 ○イラストコンクール募集 ○表紙（リニューアルオープン）、アーカイブ野洲募集 ○イラストコンクール入賞者決定、図書館特集展示 ○アーカイブ野洲展示
国スポ・障スポ YASU NEWS	7 月 3 月	○第 3 号 ○第 4 号
花いっぱい運動・花育て教室	5 月 9 日（火） 三上こども園	○花いっぱい運動推奨花の植え付け
やすまる広場	6 月 4 日（日） 野洲図書館	○啓発チラシ・啓発物品配布
野洲市総合体育館リニューアル記念イベント	7 月 1 日（土） 野洲市総合体育館	○滋賀銀行 Lake Venus によるバスケットボールクリニック
県民スポーツ大会壮行会	7 月 1 日（土） コミュニティセンターきたの	○着ぐるみによる PR
愛の声かけ運動	7 月 3 日（月） 野洲小学校 11 月 1 日（水） 北野小学校	○着ぐるみによる登校中の児童へのあいさつ
ニュースポーツバイキング	7 月 8 日（土） 野洲市総合体育館	○卓球・バスケット体験ブース運営 ○啓発物品配布
マリンスポーツフェスティバル	7 月 17 日（月）	○のぼり・着ぐるみによる PR

	マイアミ浜	
スポーツ鬼ごっこイベント	8月26日(土) 祇王小学校	○着ぐるみによるPR(TV取材)
市議会でのポロシャツ一斉着用	8月29日(火) 野洲市役所 議場	○8月定例会開会日での議員・執行部のポロシャツ一斉着用
国スポ・障スポPR展示	9月8日(金)～ 歴史民俗博物館	○博物館入口ロビーでの国スポ・障スポに関する展示
野洲市バスケットボール協会 キッズバスケットボール	9月10日(日) 野洲市総合体育館	○着ぐるみによる受付時の歓迎
野洲市美術展覧会	9月16日(土)～ 9月23日(土) 文化小劇場	○ポスターイラストコンクールへの応募作品の展示
弥生の森の秋まつり	9月17日(日) 歴史民俗博物館	○着ぐるみによるPR ○啓発物品の配布
国スポ開催2年前イベント	9月30日(土) 10月1日(日) 希望が丘文化公園	○スポーツ鬼ごっこ体験ブース運営 ○啓発物品の配布
三上学区スポーツフェスティバル	10月22日(日) 三上小学校	○着ぐるみによるPR ○抽選会への啓発物品の提供
おいでやすまるかじりフェス	11月4日(土) 野洲駅南口広場	○着ぐるみによるPR ○啓発物品の配布
環境フェスタ	11月12日(日) 野洲市グリーンセンター	○啓発物品の配布
野洲駅前街頭啓発	12月1日(金) 2月2日(金) 野洲駅	○啓発物品の配布 ○着ぐるみによるPR
野洲図書館特集コーナー展示	12月16日(土)～ 12月27日(水) 野洲図書館	○ポスターイラストコンクール応募作品展示 ○国体関連書籍の特集
びわこ国体アーカイブ野洲	1月16日(火)～ 3月17日(日) 総合体育館ロビー	○びわこ国体の思い出の品展示
近畿ミニバスケットボール交歓大会	3月2日(土)～ 3月3日(日) 野洲市総合体育館	○着ぐるみによるPR ○啓発物品の配布

滋賀県ラグビースクール交流大会	3月3日（日） 希望が丘文化公園	○着ぐるみによる PR ○啓発物品の配布
野洲市スポーツ協会表彰式	3月9日（土） コミセンなかさと	○着ぐるみによる PR ○PR 動画の放送
さざなみまつり	3月10日（日） コミセンひょうず	○着ぐるみによる PR ○啓発物品配布
ほほえみ スポーツ鬼ごっこ交流会	3月17日（日） 希望が丘文化公園	○着ぐるみによる PR ○啓発物品配布



総合体育館リニューアルオープン式典



愛の声かけ運動



びわこ国体アーカイブ野洲

（２）わたSHIGA輝く国スポ野洲市開催競技会場等設計業務

わたSHIGA輝く国スポ野洲市開催競技の本大会及びリハーサル大会を安全・確実かつ円滑に行うため、競技会場や練習会場等のレイアウト作成、及び必要な仮設物・レンタル物品等の設営に関する設計業務を委託しました。

工 期：令和5年9月6日～令和6年3月15日

受 注 者：株式会社セレスポ滋賀営業所 所長 平山正人

契約金額：金 1,320,000円（税込）

（３）各種計画・要項等の策定

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合年次計画に基づき、各専門委員会を中心に9要項、1計画、1方針の作成・制定を行いました。今後、制定した計画・要項等を基に関係機関や団体と協議を行います。

（４）競技関係

県及び競技団体と連絡調整を図り、会議への出席や、競技運営に関する各種調査の作成等を行いました。令和6年度開催のリハーサル大会開催に向けて、競技会場の整備や庁内推進会議の立ち上げ等、大会の実施を見据えたハード面・ソフト面の準備を進めました。

3 先催県市町視察調査

10月に鹿児島県で開催された「燃ゆる感動かごしま国体・大会」及び佐賀県で開催された「SAGA 2024 競技別リハーサル大会」の競技会を10月（卓球）、3月（バスケットボール）にそれぞれ視察し、大会規模や実施状況の確認を行いました。12月には後催県市町村向けに開催された事業概要説明会に出席し、開催市担当者から大会運営の実態に関する聞き取りや各種資料の授受を行いました。

大会名	競 技	日 程・視察人数	会場・内容
燃ゆる感動かごしま 国体 (特別国体)	武術太極拳	9月22日（金）～ 9月24日（日） 事務局員2名	曾於市 ・末吉総合体育館
	ラグビーフットボール	10月7日（土）～ 10月11日（水） 事務局員1名	鹿児島市＜成年男子・女子＞ ・県立サッカー・ラグビー場 さつま町＜少年男子＞ ・北薩広域公園運動広場 ・北薩広域公園かぐや姫グラウンド
	卓球	10月11日（水）～ 10月17日（月） 事務局員3名	鹿児島市 ・あいハウジングアリーナ松元 (松元平野岡体育館)
	バスケットボール	10月11日（水）～ 10月17日（月） 事務局員3名	始良市 ＜成年男子＞ ・ビーラインスポーツパーク始良体育館 ＜成年女子＞ ・始良市蒲生体育館 (おおくすアリーナ) ・ビーラインスポーツパーク始良体育館 薩摩川内市 ＜少年男子＞ ・薩摩川内市総合運動公園総合体育館 (サンアリーナせんだい) いちき串木野市 ＜少年女子＞ ・いちき串木野市総合体育館
燃ゆる感動かごしま 大会 (障スポ)	卓球	10月27日（金）～ 10月29日（日） 事務局員2名	鹿児島市 ・西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)

鹿児島市開催競技 事業概要説明会	卓球	12月21日（木）～ 12月22日（金） 事務局員3名	・大会運営に関する概要説明 ・市担当者への状況聞き取り ・大会関連資料の授受
いちき串木野市開催 競技事業概要説明会 （バスケットボール競技 共同開催）	バスケットボール	12月25日（月）～ 12月26日（火） 事務局員3名	・大会運営に関する概要説明 ・市担当者への状況聞き取り ・大会関連資料の授受
SAGA2024 リハーサル大会	卓球	10月18日（火）～ 10月22日（日） 事務局員2名	基山町 ・基山町総合体育館
	バスケットボール	3月16日（土）～ 3月17日（日） 事務局員1名	唐津市 ・文化体育館 ・鎮西スポーツセンター体育館 ・相知天徳の丘運動公園社会体育館 ・唐津工業高等学校体育館



かごしま国体（武術太極拳）



かごしま国体（ラグビーフットボール）



かごしま国体（卓球）



かごしま国体（バスケットボール）



かごしま障スポ（卓球）



佐賀リハ大会（卓球）



佐賀リハ大会（バスケットボール）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会
令和5年度収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較	説明
負担金	6,257,000	6,191,486	▲65,514	野洲市負担金（6,257,000）
雑収入	98	287,682	287,584	預金利息、 看板設置に係る県負担金
繰越金	2	2	0	令和4年度より
合計	6,257,100	6,479,170	222,070	

【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較	説明
総務費	749,100	489,475	▲259,625	
会議費	30,000	64,295	34,295	会議開催に伴う消耗品等
事務局費	719,100	425,180	▲293,920	通信運搬費、備品購入費等
開催推進費	5,508,000	5,989,661	481,661	
調査費	1,273,000	1,363,375	90,375	鹿児島国体・障スポ視察、 佐賀国スポリハ視察、 事業概要説明会出席
広報啓発費	1,715,000	2,239,566	524,566	広報啓発物品製作
事業費	2,520,000	2,386,720	▲133,280	競技会場実施設計業務委託等
合計	6,257,100	6,479,136	222,036	

○収入 6,479,170 円 ー 支出 6,479,136 円 = 34 円を令和6年度に繰り越します。

監査報告書

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則第17条の規定に基づき、令和5年度事業報告及び収支決算について、証拠書類及び関係諸帳簿を監査した結果、適正に執行されていることを認めたので報告します。

令和6年4月8日

監 事 野洲市監査委員 代表監査委員

久松 信治

令和6年4月8日

監 事 野洲市 会計管理者

磯 口 みのり

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市実行委員会 会長 栢 木 進 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会
令和6年度事業計画（案）

1 会議等の開催

（1）総会

・第3回総会

開催日 4月17日（水）

場 所 さざなみホール

対象者 常任委員、委員、顧問、監事、参与

（2）常任委員会

・第2回常任委員会

開催日 4月17日（水）

場 所 さざなみホール 多目的ホール2

対象者 常任委員

（3）専門委員会

・第3回総務・企画専門委員会

・第3回競技・式典専門委員会

・第3回宿泊・衛生専門委員会

・第3回輸送・交通専門委員会

開催日 令和7年2月（予定）

対象者 専門委員

2 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 競技別リハーサル大会

令和7年度のわたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた競技会運営の予行演習を目的として、各競技においてリハーサル大会を開催します。

リハーサル大会の運営を通して得た収穫や課題を、令和7年度の本大会の競技会運営に活用します。

なお、障スポ卓球競技のリハーサル大会は、令和7年5月25日（土）、26日（日）に開催します。

正式競技

（1）ラグビーフットボール競技 リハーサル大会（運営主体：滋賀県）

大会名 SHIGA SEVENS FESTIVAL

大会会期 令和6年6月22日（土）～6月23日（日）

大会会場 滋賀県希望が丘文化公園

(2) 卓球競技リハーサル大会

大会名 2024 年全日本卓球選手権大会 (団体の部)
大会会期 令和 6 年 10 月 18 日 (金) ～10 月 20 日 (日)
大会会場 野洲市総合体育館

(3) バスケットボール競技 (成年女子) リハーサル大会

大会名 日本社会人バスケットボールリーグ
大会会期 令和 7 年 1 月 25 日 (土) ～1 月 26 日 (日)
大会会場 野洲市総合体育館

公開競技

(4) 武術太極拳競技 リハーサル大会

大会名 滋賀県武術太極拳競技大会
大会会期 令和 7 年 2 月 1 日 (土) ～2 月 2 日 (日)
大会会場 野洲市総合体育館

デモンストレーションスポーツ

(5) スポーツ鬼ごっこ リハーサル大会

大会名 スポーツ鬼ごっこ プレ大会
大会会期 令和 6 年 6 月 2 日 (日)
大会会場 野洲川河川公園

(6) マリンスポーツフェスティバル リハーサル大会

大会名 マリンスポーツフェスティバル
大会会期 令和 6 年 7 月 15 日 (月祝 海の日)
大会会場 琵琶湖マイアミ浜 (中主 B&G 海洋センター艇庫前)

3 開催準備業務の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

国スポ・障スポの周知を図るため、広報・啓発物品の作成を行うとともに、市内外で開催されるイベント等に出展し、市民等への PR 活動を実施します。

子どもたちが国スポ・障スポ及び本市開催競技に興味関心を持つきっかけとすることを目的に、各競技団体協力のもと、市内小学生が競技を体験する学校訪問を行います。

また、本市開催競技への認知・関心拡大のための事業として、開催日までの節目など、折に合わせて PR イベントを実施します。

なお、現時点で開催が内定しているイベントは下記のとおりです。

○6月30日（日） 野洲市卓球フェスタ

（児玉 圭司氏による講演、三遊亭小遊三氏・丹羽孝希選手等出演）

○9月 卓球普及啓発イベント（予定／協賛事業）

（2）わたSHIGA輝く国スポ野洲市輸送交通計画策定業務

わたSHIGA輝く国スポ野洲市開催競技の本大会において、多数の選手・監督、役員、一般観覧者等の多数の来場者を限られた時間内で安全、確実かつ効率的に輸送するための計画を策定します。

4月以降、委託業者を選定・契約し、業務を進める予定です。

（3）わたSHIGA輝く国スポ野洲市リハーサル大会競技会会場設営・撤去業務

わたSHIGA輝く国スポ野洲市リハーサル大会（卓球・バスケットボール）の競技会開催に必要な看板・テント・ステージ等仮設物の設営・保守・管理、及び配置転換や大会後の撤去に関する業務を委託します。

5月以降、委託業者を選定・契約し、業務を進める予定です。

（4）競技関係

競技団体と連携し、競技運営に携わっていただく役員や高校生補助員、市職員等の動員体制の検討・確定をはじめ、競技会運営に必要な連絡・調整を行います。

また、県及び競技団体と連絡調整を図り、会議への出席や、競技運営に関する各種調査の作成等を行います。

4 先催県市町視察調査

本市に先駆けて佐賀県で開催される国民スポーツ大会の視察を行います。また、大会後に会場地市町で開催される事業概要説明会に出席し、大会運営の実態把握に努めます。

今回の視察調査で得た情報は、これまでに視察を行った栃木・鹿児島特別国体・障スポの状況と併せて、本市での大会開催におけるおもてなし、輸送等の各種計画の策定、市職員・ボランティア等の協力規模や必要人数の検討等に活用します。

（1）第78回国民スポーツ大会（SAGA2024国スポ）

全体会期 10月5日（土）～10月15日（火）

・卓球競技

開催地 佐賀県三養基郡基山町

大会会場 基山町総合体育館

大会会期 10月5日（土）～10月9日（月）

- ・バスケットボール競技（成年女子）

開催地 佐賀県唐津市

大会会場 唐津市文化体育館、
唐津市鎮西スポーツセンター体育館、
唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館、
佐賀県立唐津工業高等学校体育館

大会会期 10月10日（木）～10月14日（月）

（2）第78回国民スポーツ大会（SAGA2024国スポ） 市町事業概要説明会

- ・12月頃開催予定（基山町、唐津市）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会
令和6年度収支予算書（案）

【収入の部】

（単位：円）

科目	予算額	説明
負担金	28,909,000	野洲市負担金（28,909,000）
補助金	8,956,000	リハーサル大会運営補助金（8,456,000） シンボルスポート創出支援事業補助金（500,000）
雑収入	966	預金利息等
繰越金	34	令和5年度より
合計	37,866,000	

【支出の部】

（単位：円）

科目	予算額	説明
総務費	1,135,000	
会議費	92,000	会議開催に伴う消耗品等
事務局費	1,043,000	通信運搬費、備品購入費等、振込手数料等
開催推進費	7,060,000	
調査費	600,000	佐賀国スポ・障スポ視察、事業概要説明会出席
広報啓発事業費	6,200,000	広報啓発物品製作費、 イベント開催業務委託費等
観光おもてなし事業費	260,000	おもてなし業務委託費、消耗品費等
競技会運営費	29,671,000	
本大会準備費	3,631,000	輸送計画等策定業務委託費等
リハーサル大会準備費	26,040,000	リハーサル大会会場設営業務委託費、 競技用備品・消耗品購入費等
合計	37,866,000	

（※）支出科目の執行により過不足が生じた場合は、科目間での予算の流用ができるものとする。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおいて、野洲市で開催される競技（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 野洲市を代表する者
- (2) 野洲市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、野洲市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が指名した副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事、顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への委任及び付託に関する事。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、野洲市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和４年９月２０日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会の委員、役員、顧問、参与である者は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会の委員、役員、顧問、参与に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会事務局

(野洲市市民部 国スポ・障スポ大会推進室)

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 別館 2 階

TEL : 077 - 587 - 8813 FAX : 077 - 587 - 6961

E-MAIL : kokusupo@city.yasu.lg.jp